

国民健康保険税の賦課限度額の改定について

【賦課限度額の改定の推移】

区分	青 森 市				地方税法施行令（政令）				差額 (合計)
	医療分	後期分	介護分	合計	医療分	後期分	介護分	合計	
平成20年度	44万円	12万円	9万円	65万円	47万円	12万円	9万円	68万円	△ 3万円
平成21年度	44万円	12万円	9万円	65万円	47万円	12万円	10万円	69万円	△ 4万円
平成22年度	44万円	12万円	9万円	65万円	50万円	13万円	10万円	73万円	△ 8万円
平成23年度	44万円	12万円	9万円	65万円	51万円	14万円	12万円	77万円	△ 12万円
平成24年度	44万円	12万円	9万円	65万円	51万円	14万円	12万円	77万円	△ 12万円
平成25年度	51万円	14万円	12万円	77万円	51万円	14万円	12万円	77万円	0万円
平成26年度	51万円	14万円	12万円	77万円	51万円	16万円	14万円	81万円	△ 4万円
平成27年度	51万円	14万円	12万円	77万円	52万円	17万円	16万円	85万円	△ 8万円

【本市の考え方】

国民健康保険税の賦課限度額については、地方税法により保険者の条例において規定することとされており、その場合、政令で定められた賦課限度額を超える条例規定は違法となりますが、保険者の特別の事情により当該限度額未満の額を賦課限度額として規定することは差し支えないものとされております。

しかしながら、国においては「賦課限度額を抑えることは中間所得者層に負担を強いる結果となることから、政令どおりに規定することが望ましい。」とされており、青森県からも平成27年度国民健康保険事務に係る技術的助言において、「平成25年度から賦課限度額が据え置かれており、財政運営及び中間所得者層の被保険者の負担に配慮する観点から、賦課限度額の設定について国民健康保険運営協議会で議論を深められたい。」と指摘されております。

本市においては、これまで現行税率のまま、賦課限度額を引き上げることは、単に限度額超過世帯が負担増となるだけで中間所得者層の負担を緩和するものでないとの考えから、賦課限度額のみを引き上げることは回避してきましたが、この度の税率改定に併せ、政令どおりの賦課限度額に改定しようとするものであります。

【賦課限度額の改定案】

区分	現行（青森市）	改定案（28年度政令に定める額）	引上額
医療分	51万円	54万円	3万円
後期分	14万円	19万円	5万円
介護分	12万円	16万円	4万円
合計	77万円	89万円	12万円